

別添資料 「滝川市高等学校教育のあり方に関する検討市民会議設置要綱 新旧対照表」

現	行	改	正	後
<p><u>滝川市高等学校教育のあり方に関する検討市民会議設置要綱</u></p> <p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 滝川市における高等学校の適正配置等、<u>高校教育</u>のあり方について検討、協議し、時代の要請に応える教育の実現を期することを目的として、<u>滝川市高等学校教育のあり方に関する検討市民会議</u>（以下「<u>市民会議</u>」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>市民会議</u>は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。</p> <p>(1) 高等学校適正配置計画に関すること。</p> <p>(2) 市内中学生進学関係に関すること。</p> <p>(3) 高等学校に関する調査研究及び情報交換に関すること。</p> <p>(4) その他必要な事項に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 <u>市民会議委員</u>は、市長が選出し、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) <u>市内小、中学校長会代表</u></p> <p>(2) <u>市内各高等学校長</u></p> <p>(3) <u>滝川市 P T A 連合会代表</u></p> <p>(4) <u>市内各高等学校 P T A 代表</u></p> <p>(5) <u>市内各高等学校同窓会代表</u></p> <p>(6) <u>市内各中学校長</u></p> <p>(7) <u>市内各中学校 P T A 代表</u></p> <p>(8) <u>滝川市青少年育成会連絡協議会代表</u></p> <p>(9) <u>滝川商工会議所代表</u></p> <p>(10) <u>北海道連合滝川地区連合会代表</u></p> <p>(11) <u>江部乙商工会代表</u></p> <p>(12) <u>滝川青年会議所代表</u></p> <p>(13) <u>國學院短期大学代表</u></p> <p>(14) <u>生涯学習振興会代表</u></p> <p>(15) <u>その他、市長が特に必要と認められる団体等の代表</u></p>	<p><u>滝川市高等学校教育のあり方に関する検討協議会設置要綱</u></p> <p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 滝川市における高等学校の適正配置等、<u>高等学校教育</u>のあり方について検討、協議し、時代の要請に応える教育の実現を期することを目的として、<u>滝川市高等学校教育のあり方に関する検討協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>協議会</u>は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。</p> <p>(1) 高等学校適正配置計画に関すること。</p> <p>(2) 市内中学生進学関係に関すること。</p> <p>(3) 高等学校に関する調査研究及び情報交換に関すること。</p> <p>(4) その他必要な事項に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 <u>協議会の委員</u>は、滝川市教育委員会が次に掲げる者及び団体から推薦された者により組織する。</p> <p>(1) <u>市内各高等学校長 3名</u></p> <p>(2) <u>市内各高等学校 P T A 3名</u></p> <p>(3) <u>市内中学校長 2名</u></p> <p>(4) <u>市内中学校 P T A 2名（前号の校長の属する学校以外の学校の P T A に限る。）</u></p> <p>(5) <u>國學院大學北海道短期大学部 1名</u></p> <p>(6) <u>滝川商工会議所 1名</u></p> <p>(7) <u>江部乙商工会 1名</u></p> <p>(8) <u>滝川青年会議所 1名</u></p> <p>(9) <u>社会教育審議会 1名</u></p> <p>(10) <u>北海道連合滝川地区連合会 1名</u></p>			

現	行	改	正	後
(委員の任期) 第4条 委員の任期は2年とし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。		(委員の任期) 第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
(役員) 第5条 市民会議に次の役員を置く。 (1) 委員長 1名 副委員長 3名 常任理事 若干名 (2) 役員は、委員の互選による。ただし、再任を妨げない。 (3) 委員長は、市民会議を代表して会務を総括する。 (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。		(役員) 第5条 協議会に次の役員を置く。 (1) 委員長 1名 副委員長 1名 常任理事 3名 (2) 役員は、委員の互選による。ただし、再任を妨げない。 (3) 委員長は、協議会を代表して会務を総括する。 (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。		
(会議) 第6条 市民会議及び役員会は、必要に応じて委員長が招集する。 2 委員長が特に必要と認める場合は、小委員会を設置することができる。 3 小委員会の委員は、委員長が市民会議委員のうちから指名する。 4 市民会議、役員会及び小委員会の議長は、委員長がこれに当たる。		(会議) 第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）及び役員会は、必要に応じて委員長が招集する。 2 会議及び役員会の議長は、委員長がこれに当たる。 3 委員長は、会議及び役員会に必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。		
(事務局) 第7条 市民会議の事務局は、滝川市教育委員会教育部内に置く。		(事務局) 第7条 協議会の事務局は、滝川市教育委員会教育部内に置く。		
(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。		(その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。		
附 則 この要綱は、平成4年9月1日から施行する。		附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。		